

宜野湾市長

## 施設等利用費請求書（償還払い用）

認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費

【 令和元年 10 月～ 令和元年 10 月分請求用】

私は、子ども・子育て支援法第30条の11第1項の規定に基づき、施設等利用費の給付について、下記の通り請求しますので、指定する償還払いの振込先口座に振り込んで下さい。

なお、施設等利用費の審査にあたり、次の事項に同意します。

1. 申請者と認定子どもが、宜野湾市内に居住していることを宜野湾市が住民基本台帳で確認すること。
2. 実際に利用していることを宜野湾市が対象施設に確認すること。
3. 利用料の支払い状況を宜野湾市が対象施設に確認すること。
4. 課税状況を宜野湾市が確認すること。
5. 認定保護者と振込名義が異なる場合は、宜野湾市が委任者へ確認を行うこと。
6. 提出書類において、虚偽が疑われる場合、宜野湾市は、請求者に対しての振込みを停止する。

## 1. 施設等利用給付認定保護者(請求者)

フリガナ	ギノワン タロウ	認定 子ども ごとの 続柄	父	生年月日	昭和××年 ××月 ××日
氏名	宜野湾 太郎 印 ※償還払いの場合の振込先は申請者名義の口座です			現住所	宜野湾市野嵩△-△-△ 電話：090-×××-××××

窓口に来た方  請求者本人  請求者以外の親族(続柄： )  その他( )

## 2. 認定子ども(認定子どもごとに申請して下さい)

法第30条の4の認定種別	<input checked="" type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号	フリガナ	ギノワン ハナ
認定番号	1234	氏名	宜野湾 はな
生年月日	平成 27 年 12 月 24 日	住所	
年 月 日～ 年 月 日の間の住所		住 所 (転入・転出の場合に記入)	
<input checked="" type="checkbox"/> 現住所のとおり <input type="checkbox"/> 転入した <input type="checkbox"/> 転出した		上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入	年 月 日

## 3. 償還払いの振込先を記入して下さい(※1)

金融機関名	預金種目	<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
●● 銀行・信用金庫 ▲▲ 支店	口座番号 (右づめ)	0 1 2 3 4 5 6
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)
		ギノワン タロウ

※1 申請者と口座名義が異なる振込先を指定する場合は、本市指定の委任状を提出してください。

## 4. 利用した認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業を記入（複数記入可）

①	フリガナ	ギノワンニンカガイホイクエン	所在地	宜野湾市野嵩○-○-○
	施設名	ぎのわん認可外保育園		電話：098-893-××××
契約している利用料※2		<input checked="" type="checkbox"/> 月額 28,000 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		
②	フリガナ	ギノワンファミリーサポートセンター	所在地	宜野湾市野嵩1-1-1
	施設名	宜野湾市 ファミリー・サポート・センター		電話：098-893-4463
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input type="checkbox"/> 日額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 時間額 700 円		
③	フリガナ	××ニンテイコドモエン	所在地	宜野湾市野嵩◇-◇-◇
	施設名	××認定こども園		電話：098-892-××××
契約している利用料※2		<input type="checkbox"/> 月額 円 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 1,500 円 <input type="checkbox"/> 時間額 円		

&lt;裏面も記入して下さい&gt;

④	フリガナ	所在地	電話：		
	施設名				
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円
⑤	フリガナ	所在地	電話：		
	施設名				
契約している利用料※2		□ 月額	円 □ 日額	円 □ 時間額	円

※2 該当箇所にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入して下さい。

5. 認可外保育施設・一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業の施設等利用費の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	認可外保育施設に支払った月額利用料(保育料) (a) ※3 ※4	一時預かり事業・病児保育・子育て援助活動支援事業に支払った月額合計利用料 (b) ※3	支払額合計 (c=a+b)	月額上限額 (d)	請求額 (cとdを比較して小さい方)
令和元10月	28,000 円	3,600 円	31,600 円	37,000 円	31,600 円
年 月	円	円	円	円	円
年 月			円	円	円
年 月			円	円	円
年 月			円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円
年 月	円	円	円	円	円

例) ②700×3時間=2,100円  
③1,500×1日=1,500円

※3 上記で記入した利用料の合計額を支払ったことを証明する書類(施設からの領収証等)と特定子ども・子育て支援提供証明書をすべて添付して下さい。  
また、子育て援助活動支援事業を利用した場合は、援助を行う会員が発行した活動報告書も添付して下さい。

※4 利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期など)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、利用料の月額相当分を算定して下さい。(10円未満の端数がある場合は切り捨て)

※5 月額上限額は、施設等利用給付第2号認定の場合は月額37,000円、第3号認定の場合は42,000円です。  
月途中で認定期間が終了する又は開始される場合か、市町村間の転出入の場合、月額限度額は次の通りとなります。  
・月途中で認定期間が終了する場合、  
または別の市町村へ転出する場合の限度額：37,000(42,000)円×転出日までの日数÷その月の日数  
・月途中で認定期間が開始される場合、  
または別の市町村から転入した場合の限度額：37,000(42,000)円×転入先での認定日からの日数÷その月の日数